

当初・変更

工事執行機関 01125

入札（見積）執行調書
入札（契約）結果書

年災		事項		契約	令和5年1月13日
工事番号	22-01125-0001	工事名	旧みちのく荘従業員宿舍境界確定測量業務委託	着工	令和5年1月13日
入札執行年月日	令和5年1月5日	発注種別	19_地上測量	完成	令和5年3月26日
審議番号	公所		本庁		
路線・河川名	福島市飯坂町字笠松地内		予定価格	1,755,215	
工事箇所 自	福島市飯坂町字笠松地内		最低制限価格		
至			調査基準価格		
工事概要	測量及び関連付随業務				

業者コード 業者名	落札者の住所		
	入札額及び再入札額		落札額(契約額)
公益社団法人公共嘱託登記土地 家屋調査士協会	福島市浜田町4番16号		
	(1) 1,580,000	(2)	1,738,000
(3)	(4)		
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。
 ※ 測量等の場合、「工事名」とあるのは「業務名」と、「工事箇所」とあるのは「業務箇所」と読み替えるものとする。

入札公告

旧みちのく荘従業員宿舍境界確定測量業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

令和4年12月20日

福島県知事 内堀 雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 件名 旧みちのく荘従業員宿舍境界確定測量業務委託
- (2) 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 80日間
- (4) 履行場所 福島市飯坂町字笠松27番27、27番32、30番6 地内

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 次のア及びイに掲げるいずれかの条件を満たす者であること。
 - ア 土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人にあっては、福島県土地家屋調査士会の会員であること。
 - イ 公共嘱託登記土地家屋調査士協会にあっては、公益社団法人福島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会であること。
- (3) 令和2年度及び令和3年度において、それぞれ調査及び測量を伴う登記事務の実績が10件以上ある者であること。
- (4) 補助者がいる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記2に掲げる必要な資格の確認を受けるため、一般競争入札参加資格確認申請書（様式第3号以下「資格確認申請書」という。）に、2の(2)から(4)まで掲げる事項について証明できる書類を添付して、この入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、同日午後5時まで必着とする。

- (1) 提出期限 令和4年12月26日（月）（土曜日及び日曜日を除く。）の午後5時まで。

- (2) 提出場所 郵便番号 960-8670
福島市杉妻町2番16号 福島県庁仮設庁舎1階
福島県総務部福利厚生室
電話番号 024-521-7039

4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び期間
ア 場所 3(2)に掲げる場所に同じ。
なお、入札説明書の交付は上記で行うほか福島県ホームページの総務部入札情報欄において公開する。
イ 期間 令和4年12月20日(火)から同年12月26日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで。

5 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 令和5年1月5日(木)午前10時
(2) 場所 福島市中町8番2号 福島県庁自治会館7階 健康推進室
(3) その他 郵送による入札は、不可とする。
なお、持参により提出された入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
(2) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者である

かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他詳細は、入札説明書による。